

# 第 1 編

## 制 度 資 金 一 覽

## 第1編 目次

1	農業制度資金貸付利率一覧	1-1-1
2	農業制度資金一覧表	1-2-1
3	用途別制度資金一覧	
(1)	農地の取得・改良関係資金	1-3-1
(2)	家畜導入資金	1-3-3
(3)	新規就農者対策資金	1-3-4
(4)	農業後継者対策資金	1-3-5
(5)	災害関係資金	1-3-6
(6)	負債整理資金	1-3-9
4	新型コロナウイルス感染症対策農業者向け金融支援策	1-4-1

# 1 農業制度資金貸付利率一覧（令和6年6月30日時点）

資金名		区分	貸付利率(年)	備考	
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)		一般	0.65~1.40%	
			特例(目標地図)	0.00%	貸付実行日から8年後の応当日の前日まで利子助成を受けた場合
	農業改良資金			無利子	
	青年等就農資金			無利子	
	経営体育成強化資金			1.40%	
	農林漁業セーフティネット資金		一般	0.65~1.25%	
	農林漁業施設資金		共同利用施設	農工商等連携, 六次産業化ほか	1.40%
				その他	1.75%
			災害復旧	0.65~1.40%	
	農林漁業施設資金		主務大臣指定施設	環境保全型ほか	1.40%
				特別振興事業	1.40%
				設備 立ち上がり支援	1.55%
				農山漁村経営改善	1.40%
				災害復旧	0.65~1.40%
	農業基盤整備資金		補助	都道府県営等	1.55%
				団体営	1.40%
			非補助	1.40%	
			災害復旧	0.65~1.40%	
	担い手育成農地集積資金			無利子	
	振興山村・過疎地域経営改善資金		補助	一般	1.55%
				共同利用	2.55%
			非補助	1.40%	
	畜産経営環境調和推進資金			1.40%	
	食品流通改善資金			0.65~2.15%	年数・用途等による
	新規用途事業等資金			1.45~1.75%	
	中山間地域活性化資金			0.95~1.50%	年数・事業規模による
	食品安定供給施設整備資金			0.95~2.00%	年数・用途による
	特定農産加工資金			0.95~1.90%	年数・事業規模による
農業競争力強化支援資金			0.95~1.55%		
農業近代化資金		一般	1.40%		
		認定農業者特例	0.65~1.25%		
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)			1.50%		
農業経営負担軽減支援資金			1.40%		
大家畜・養豚特別支援資金	大家畜特別支援資金	一般	0.70%		
		特認等	0.70%		
		経営継承	0.70%		
	養豚特別支援資金	一般	0.70%		
		特認等	0.70%		
		経営継承	0.70%		
畜産経営体質強化支援資金			0.70%	当初5年間は無利子	
家畜疾病経営維持資金		経営再開資金	0.975%		
		経営継続資金	0.975%		
		経営維持資金	0.975%		
天災資金		経営資金	天災融資法発動の都度決定	対象災害無し	
		事業資金		対象災害無し	



### 3 用途別制度資金一覧

#### (1) 農地の取得・改良関係資金

令和6年6月30日時点

用途	資金名	対応用途	貸付対象者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備考
農地等の取得	農業経営基盤強化資金 (スーパージョーナル資金)	・ 農地や採草放牧地(以下「農地等」という。)の取得	・ 認定農業者	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000)	100	※1 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件あり
					法人: 100,000 (特認200,000)		
	経営体育成強化資金	・ 農地等又は未墾地の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織等</li> </ul>	25年 (3～5年)	個人・農業参入法人 :15,000	80	※2 認定新規就農者の場合、負担額のうち1,000万円以下の部分については100%。 負担額のうち1,000万円を超える部分については80%。
					法人・集落営農組織 :50,000		
	農業近代化資金 (1号建築物等造成資金)	・ 施設の造成等に必要となる、必要最小限の施設用地の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>一定の要件を満たす農業者等(目標地図に位置付けられた者、継続的農地利用者を含む)</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織</li> <li>一定の要件を満たす農協・任意団体等</li> </ul>	15年(7年) 17年(5年)	個人: 1,800 (特認20,000)	80	農業参入法人は15,000万円融資率の特例(3,600万円まで)
					法人等: 20,000		
農業近代化資金 (スーパージョーナル資金)	・ 農地等の借地料、権利金等の支払い、等	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> </ul>	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000)	100	※1 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件あり	
				法人: 100,000 (特認200,000)			
農地の借用などによる規模拡大	青年等就農資金	・ 農地の権利金の支払等	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者</li> </ul>	17年(5年)	3,700(特認:10,000)	100	
	経営体育成強化資金	・ 農地等又は未墾地の借地料、権利金等の支払い、等の	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織等</li> </ul>	25年(3年)	個人・農業参入法人 :15,000	80	
					法人・集落営農組織 :50,000		
	農業近代化資金 (5号長期運転資金)	・ 農地等の借地料の全額一時支払い、等	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>一定の要件を満たす農業者等(目標地図に位置付けられた者、継続的農地利用者を含む)</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織</li> </ul>	15年(7年) 17年(5年)	個人: 1,800 (特認20,000)	80	農業参入法人は15,000万円融資率の特例(3,600万円まで)
					法人等: 20,000		
農業改良資金	・ 農地等の借地料の支払い、等 ※農業改良措置に該当するものに限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者等</li> </ul>	12年 (3～5年)	個人: 5,000 法人: 15,000	100		

用途	資金名	対応用途	貸付対象者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備考
農地等の改良・造成	農業経営基盤強化資金 (スローパール資金)	農地等の改良, 造成 等	認定農業者	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000) 法人: 100,000 (特認200,000 〔一定の場合300,000※1〕)	100	※1 法人の場合, 特認の 利用に際しては, 民間金融 機関からの資金調達などの 要件あり
	青年等就農資金	農地の改良, 造成 等	認定新規就農者	17年(5年)	3,700(特認:10,000)	100	
	経営体育成強化資金	農地等の改良, 造成 等	一定の要件を満たす農業者 ・目標地区に位置付けられた者 ・継続的農地利用者 ・認定新規就農者 ・一定の要件を満たす集落営農組織 等	25年(3年)	個人・農業参入法人 :15,000 法人・集落営農組織 :50,000	80	
	農業基盤整備資金	農地等の改良, 造成 等	農業を営む者	25年(10年)	地元負担額	100	
	担い、手育成農地集積資金	農地等の改良, 造成 (経営体育成促進事 業として採択されたもの)	農業振興法人 ・土地改良区 ・農協等				
	農業近代化資金 (4号小土地改良資金)	農地等の改良, 造成, 復旧 等 (事業費が1,800万円以下のものに 限る)	認定農業者	15年(7年)	1,800	100	
			認定新規就農者	18年(5年)	1,440	80	
			一定の要件を満たす農業者等(目標地区に 位置付けられた者, 継続的農地利用者を含む) ・一定の要件を満たす集落営農組織	15年(3年)	1,800	100	
	農業改良資金	農地等の排水改良, 土壌改良 等 ※農業改良措置に該当するものに限る	一定の要件を満たす農業者等	12年 (3~5年)	個人: 5,000 法人: 15,000	100	

## (2) 家畜導入資金

令和6年6月30日時点

資金名	対応用途	貸付対象者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備考
農業経営基盤強化資金 (スーパードール資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の購入費用</li> <li>家畜の育成費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> </ul>	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000) 法人: 100,000 (特認200,000 [一定の場合300,000※1])	100	※1 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件あり
青年等就農資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の購入費用</li> <li>家畜の育成費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者</li> </ul>	17年(5年)	3,700(特認10,000)	100	
経営体育成強化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の購入費用</li> <li>家畜の育成費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織等</li> </ul>	25年(3年)	個人・農業参入法人 :15,000 法人・集落営農組織 :50,000	80	
振興山村・過疎 地域経営改善資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>搾乳牛・繁殖用肉用雌牛・繁殖用豚・繁殖用めん羊・繁殖用山羊の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>一定の要件を満たす農業者等</li> <li>一定の要件を満たす農協・任意団体等</li> </ul>	25年(8年)	個人: 1,300 法人・団体: 5,200	80	特別の場合最大 50,000万円
農業近代化資金 (3号家畜購入育成資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の購入費用</li> <li>家畜の育成費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>一定の要件を満たす農業者等(目標地図に位置付けられた者, 継続的農地利用者を含む)</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織</li> <li>一定の要件を満たす農協・任意団体等</li> </ul>	7年(2年) 10年(5年) 7年(2年)	個人: 1,800 (特認20,000) 法人等: 20,000 農協等: 150,000	100 80 100 80	農業参入法人は15,000万円 融資率の特例(3,600万円まで)
農業改良資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の購入費用</li> <li>家畜の育成費用</li> <li>※農業改良措置に該当するものに限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者等</li> </ul>	12年 (3~5年)	個人: 5,000 法人: 15,000	100	
農業基盤整備資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>搾乳牛、繁殖雌牛、肥育素牛の購入費用</li> </ul> ※ 預託事業に必要な生産家畜の取得に限る。また、生産家畜の飼養管理の預託が次の要件の全てを満たすものに限る。 ① 飼養管理の預託を受ける農業を営む者が次のいずれかに該当するものであること a 市町村長等から農業経営改善計画又は酪農肉用牛経営改善計画の認定を受けた者 b 市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者 ② 生産家畜の所有権、処分権その他の権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること ③ 預託契約において設定された金利が預託事業を行う農業者団体等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>5割法人・団体</li> <li>農業振興法人</li> <li>農協等</li> </ul>	25年(3年)	負担額	100	

### (3) 新規就農者対策資金

令和6年6月30日時点

資金名	対応用途	貸付対象者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備考
農業近代化資金 (特定の農家住宅資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の改良, 造成又は取得に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興・過疎・振興山村地域内の新規就農者で効率的かつ安定的な経営体に発展し得る者として知事が認めたる者</li> <li>認定新規就農者</li> </ul>	一般: 15年(3年) 認定新規就農者: 17年(5年)	1,800	80	
青年等就農資金	認定就農計画に基づいて行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の改良造成など</li> <li>農業経営用の施設, 機械など</li> <li>農産物の加工処理, 流通, 販売や観光農業の施設など</li> <li>家畜や果樹の導入・育成費用, 機械・施設のリース料等の初期的経営費用</li> <li>創立費や開業費その他繰延資産に計上し得る費用</li> </ul> ※農地の取得費用は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者</li> </ul>	17年(5年)	3,700 (特認: 10,000)	100	担保: 原則として融資対象物件のみ 保証人: 原則として個人の場合には不要, 法人の場合では必要な場合は代表者のみ
経営体育成強化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地等の取得等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> </ul>	一般: 25年(3年) 認定新規就農者 (農地等取得の場合): 25年(5年)	個人: 15,000 法人: 50,000	※2	※2 認定新規就農者の場合, 負担額のうち1,000万円以下の部分については100%。負担額のうち1,000万円を超える部分については80%。



## (4) 農業後継者対策資金

令和6年6月30日時点

資金名	対 応 使 途	貸 付 対 象 者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備 考
農業近代化資金 (特定の農家住宅資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の改良, 造成又は取得に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(農業振興・過疎・振興山村地域内) 自立経営を目指す農業後継者であって, 婚姻のため又は特別の理由がある場合</li> <li>認定新規就農者</li> </ul>	一般: 15年(3年) 認定新規就農者: 17年(5年)	1,800	80	後継者については, 家族経営協定を締結している等農業を営むと判断できる場合を対象
青年等就農資金	認定就農計画に基づいて行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の改良造成など</li> <li>農業経営用の施設, 機械など</li> <li>農産物の加工処理, 流通, 販売や観光農業の施設など</li> <li>家畜や果樹の導入・育成費用, 機械・施設のリース料等の初期的経営費用</li> <li>創立費や開業費その他繰延資産に計上し得る費用</li> </ul> ※農地の取得費用は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者</li> </ul>	17年(5年)	3,700 (特認: 10,000)	100	担保: 原則として融資対象物件のみ 保証人: 原則として個人の場合は不要, 法人の場合で必要な場合は代表者のみ
経営体育成強化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地等の取得 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> </ul>	一般: 25年(3年) 認定新規就農者 (農地等取得の場合): 25年(5年)	個人: 15,000 法人: 50,000	※2	※2 認定新規就農者の場合, 負担額のうち1,000万円以下の部分については100%。 負担額のうち1,000万円を超える部分については80%。

(5) 災害関係資金

令和6年6月30日時点

用途	資金名	対 応 使 途	貸 付 対 象 者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備 考	
経営の維持・再建費用	農林漁業セーフティネット 資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害被害を受けた経営の再建に必要な資金</li> <li>法令に基づく処分や行政指導により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金</li> <li>社会環境の変化その他、農業者の責めに帰すことが出来ない事由により悪化した経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>経営開始後3年以内の新規就農者</li> <li>家族経営協定を締結し、一部の部門に主権をもつ者</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> </ul>	15年(3年)	(1) 簿記帳を行っている場合:年間経費の6/12又は租収益の6/12に相当する額のうちいずれか低い額 (2) (1)以外の場合:600	100	※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、現に農業租収益等が前期に比し悪化していることを融資機関において確認できなかった場合、貸付当初5年間実質無利子や実質無担保・無保証人での融資等の特例措置あり。	
	天災資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害被害からの再生産に必要な肥料等の購入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天災により被害を受けた農業者</li> <li>天災により在庫品に被害を受けた農協等</li> </ul>	3～6年 (なし)	個人: 200 法人:2,000	損失額の 45～80		
	経営再開 資金		<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者</li> </ul>	7年(3年)	個人:2,000 法人:8,000	100	※ 畜種・飼養頭数に応じた限度額あり
	家畜疾病経営 維持資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により影響を受けた畜産経営の再開、継続及び維持に必要な資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者</li> </ul>	1頭(100羽)当たり ※ 乳用牛130千円 肥育牛130千円 繁殖用雌牛65千円 肥育豚13千円 家さん52千円 等				

用途	資金名	対 応 使 途	貸 付 対 象 者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備 考
農業用施設の復旧	農業経営基盤強化資金 (スーパージ資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営用の施設・機械などの復旧</li> <li>農産物の加工・流通や観光農業用の施設などの復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> </ul>	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000)  法人:100,000 (特認200,000 〔一定の場合300,000※1〕)	100	※1 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件あり ※2 目標地区に位置付けられた農業者やTPPの環境下で積極的に取り組む農業者に対する金利負担軽減措置や、実質無担保・無保証人措置あり。
	農林漁業施設資金 (災害復旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営用の施設・機械などの復旧</li> <li>果樹の改植又は補植費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業を営む者</li> <li>農協等</li> </ul>	15年(3年)  果樹25年 (10年)	1施設当たり300 (特認:600)	80	
	農業近代化資金 (1号建構築物等造成資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営用の施設・機械などの復旧</li> <li>農産物の加工・流通や観光農業用の施設などの復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>一定の要件を満たす農業者等(目標地区に位置付けられた者、継続的農地利用者を含む)</li> <li>一定の要件を満たす集落営農組織</li> <li>一定の要件を満たす任意団体等</li> </ul>	15年(7年)  17年(5年)  15年(3年)	個人: 1,800 (特認20,000)  法人等:20,000	100  80  100	農業参入法人は15,000万円  融資率の特例(3,600万円まで)
					20年(3年)	共 同:150,000	80

用途	資金名	対 応 使 途	貸 付 対 象 者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備 考
農業基盤の復旧	農業基盤整備資金	・ 農地等の災害復旧	・ 農業を営む者, 農業振興法人, 土地改良区, 農協等	25年(10年)	地元負担額	100	※1 法人の場合, 特認の利用に際しては, 民間金融機関からの資金調達などの要件あり ※2 目標地区に位置付けられた農業者やT PPの環境下で積極的 に取組む農業者に対 する金利負担軽減措置 や, 実質無担保・無保 証人措置あり。
	農業経営基盤強化資金 (スーパール資金)	・ 農地等の復旧	・ 認定農業者	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000) 法人:100,000 (特認200,000 [一定の場合300,000※1])	100	
	農業近代化資金 (4号小土地改良資金)	・ 農地等の復旧 (事業費が1,800万円以下のものに 限る)	・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 一定の要件を満たす農業者 等(継続的農地利用者を含む) ・ 一定の要件を満たす集落営農組織	15年(7年) 18年(5年) 15年(3年)	1,800 1,440 1,800	100 80 100	
経営改善に向けた運転資金	農業経営基盤強化資金 (スーパール資金)	・ 農業経営の改善に必要な長期運転 資金	・ 認定農業者	25年(10年)	個人: 30,000 (特認60,000) 法人:100,000 (特認200,000 [一定の場合300,000※1])	100	※1 法人の場合, 特認の利用に際しては, 民間金融機関からの資金調達などの要件あり ※2 目標地区に位置付けられた農業者やT PPの環境下で積極的 に取り組む農業者に対 する金利負担軽減措置 や, 実質無担保・無保 証人措置あり。
	農業近代化資金 (5号その他の長期運転資金)	・ 農業経営の改善に必要な長期運転 資金	・ 認定農業者 ・ 目標地区に位置付けられた者 ・ 継続的農地利用者 ・ 一定の要件を満たす集落営農組織 ・ 一定の要件を満たす農業参入法人	15年(7年) 15年(3年)	個人:1,800(特認200,000) 法人:20,000 20,000 15,000	100 80 100 80	

## (6) 負債整理資金

令和6年6月30日時点

資金名	対 応 使 途	貸 付 対 象 者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	備 考
農業経営基盤強化資金 (スローバール資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営にかかる負債の整理 (制度資金は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者</li> </ul>	25年(10年)	個人: 6,000 (特認12,000) 法人: 20,000 (特認40,000) 〔一定の場合60,000※1〕	100	※1 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件あり
経営体育成強化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営にかかる負債の整理 (制度資金は除く)</li> <li>農業制度資金等の円滑な支払いに必要な資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>認定新規就農者</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> <li>家族経営協定を締結し、一部の部門に主宰権をもつ者</li> </ul>	25年(3年)	個人: 1,000 ※ 法人: 4,000 整理対象負債の合計額	100	※ 個人の貸付限度額は特認等により最大2,500万円
農業経営負担軽減支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営にかかる負債の整理 (貸付利率5%以下の制度資金は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす農業者</li> <li>目標地図に位置付けられた者</li> <li>継続的農地利用者</li> </ul>	10年 特認15年 (3年)	対象となる営農負債の残高	100	
畜産特別資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般及び特認】</li> <li>畜産経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え</li> <li>【経営承継】</li> <li>後継者が親等から経営を承継する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酪農・肉用牛経営の個人・法人(飼養頭数が一定数以上であること)</li> <li>酪農・肉用牛経営の個人で、従事する概ね40歳以下の後継者が、借入希望年度以降に当該経営の主たる従事者となることが認められること</li> </ul>	15年(3年) 25年(5年) 25年(5年)			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>養豚経営の個人・法人(飼養頭数が一定数以上であること)</li> <li>養豚経営の個人で、従事する概ね40歳以下の後継者が、借入希望年度以降に当該経営の主たる従事者となることが認められること</li> </ul>	7年(3年) 15年(5年) 15年(5年)	大家畜・養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額、または、一定の要件を満たしたした場合、対象となる営農負債の残高	100	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産クラスター計画における中心的な経営体(酪農、肉用牛)又は、認定農業者のうち、酪農、肉用牛経営を営む者</li> <li>畜産クラスター計画における中心的な経営体(養豚)又は、認定農業者のうち、養豚経営を営む者</li> </ul>	25年(5年) 15年(5年)			
畜産経営体質強化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産クラスターへの取組を推進し、畜産農家が規模拡大等の新しい経営展開を図る場合に、それまでの負債の整理に必要な資金(負債整理や負担軽減の制度資金は除く)</li> </ul>					

## 4 新型コロナウイルス感染症対策農業者向け金融支援策

令和6年6月版

対象資金と支援内容				
資金名	5年間の 実質無利子化	実質無担保化	保証料の 5年間免除	
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金(※)	○	○	原則保証料 は必要なし
	スーパーL資金	○	○	
	経営体育成強化資金	○	○	
	農林漁業施設資金	○		
民間金融機関	農業経営負担軽減支援資金	○	○	○
	既往借入の借換資金	金利は、民間金融機関において決定	○	○

(※) 特例措置

融資限度額の引き上げ・・・一般：1,200万円，特例：年間経費等の12分の12